

福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会規約(案)

(目的)

第1条 福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会（以下「委員会」という。）は、福岡空港関連自動車専用道路の概ねのルートの位置や基本的な道路構造等（概略計画）を決定することに関し、計画内容の合理性、計画策定プロセスの適切性の観点で公正中立な立場から意見を述べることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について意見を述べる。

- (1) 計画検討手順について
- (2) 住民等とのコミュニケーションプロセスについて
- (3) 計画検討の中で提示される技術的、専門的内容の合理性について
- (4) その他（1）～（3）の実施に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、公正中立な立場である有識者をもって構成し、委員の構成は別表第1のとおりとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。

2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第4条 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。なお、必要に応じ、2年まで任期を延長するものとする。

(委員長)

第6条 委員会には、委員長を置くものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総括するものとし、各委員の互選により選出する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、福岡市情報公開条例（平成14年3月28日条例第3号）に規定する非開示情報が含まれる等、会議の内容により、

公開の支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める要領による。

(議事録)

第8条 会議の議事録は、会議の議題又は論点毎の審議の経過を明らかにした要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定し、福岡市情報公開条例 第7条各号にある非公開情報の部分を除き原則公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害したりする恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は福岡市住宅都市局都市計画部自動車専用道路担当に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年7月 日から施行する。

別表第 1

分野	氏名	所属
住民参加 社会的合意形成 都市デザイン	柴田 久	福岡大学工学部 社会デザイン工学科 教授
法律	勢一 智子	西南学院大学法学部 法律学科 教授
都市計画 交通計画 交通工学	辰巳 浩	福岡大学工学部 社会デザイン工学科 教授
環境	萩島 理	九州大学大学院総合理工学研究院 エネルギー環境共生工学部門 准教授
防災 地下構造物	三谷 泰浩	九州大学大学院工学研究院 附属アジア防災研究センター 教授

五十音順・敬称略